

# ビザンツ帝国における土地税徴収と金貨（8世紀中葉～12世紀初頭）

— 『旧税計算法』を中心に—

## Land Taxation and Gold Coinage in the Byzantine Empire (From the Middle Eighth to the Early Twelfth Centuries): On the *Palaia Logarike*

西村道也

NISHIMURA Michiya

### 序

7世紀のイスラムの勃興以降、ビザンツ帝国は多くの領土を喪失し、財政に混乱をきたした。8世紀のイサウリア朝期（717～802年）の帝国は、安定した財政の再編成を模索し、9世紀初頭のニケフォロス1世（在位802～11年）の治世期に基礎が整備されたといわれる。再編成された財政はこれ以降安定し、帝国は1025年を頂点とする中興期を現出した。だが、帝国は、その後再び「11世紀の危機」と呼ばれる時期を迎えた。「11世紀の危機」は、軍事貴族・官僚間の抗争といった内政と、1070年代以降のセルジューク・トルコやノルマン人の侵攻という軍事の危機である。この危機は再び財政にも及んだ<sup>1)</sup>。

ここに『新旧税計算法 Παλαιὰ καὶ νέα λογαρικὴ』と呼ばれる皇帝アレクシオス1世（在位1081～1118年）による12世紀初頭の修正勅令がある<sup>2)</sup>。この修正勅令は1106～1109年にかけて作成され、公布された。『新旧税計算法』は徴税に関する史料であるため、修正勅令のみならず、徴税マニュアル群である徴税要綱（英 treatise on taxation, 仏 traité fiscal）<sup>3)</sup>と呼ばれるカテゴリーにも分類される。

前半の『旧税計算法 Παλαιὰ λογαρικὴ』は、8世紀中葉～12世紀初頭にかけての土地税とそ

---

1) ビザンツ帝国史の概説として、オストロゴルスキー（2001）。帝国に「11世紀の危機」が存在したことは、ビザンツ研究史上通説である。だが、近年では「11世紀の危機」の再検証を試みる動きもある。例えば Vryonis（2003）。

2) 『新旧税計算法』の原本は存在しない。写しはパリの国立図書館収蔵の12世紀後半（1182/83年）に作成された Codex Parisinus graecus 1670, ff.4-21r のみが存在する。校訂版は Zepos（1931）, I, pp.326-40。うち『旧税計算法』はコーデクスの ff.4-12。校訂版は Zepos（1931）, I, pp.326-33 と部分校訂 Svoronos（1959）, p.79, p.84。『新税計算法』は ff.13-21r, Zepos（1931）, I, pp.334-40 である。

3) イコノミデスによると徴税要綱に分類される史料は、①『パリ補遺要綱』, Codex Parisinus Supplementus Graecus 676, ff.89v-90r. Schilbach（1982）, pp.59-60. Lefort et al（1991）, p.62。②『パトモス要綱』, Vranousi and Nystazopoulou-Pelekidi（1980）, II, no.50, p.20, ll.312-7。③『旧税計算法』④『新税計算法』⑤『マルチャーナ要綱』, ヴェネツィアのマルチャーナ図書館所蔵の Codex Marcianus Graecus 173, ff.275v-281r, Dölger（1927）, pp.113-23。⑥『ザヴォルダ要綱』, ザヴォルダのニカノール修道院所蔵の Codex monasterii Zabordae 121, f.232, f.230r. Karayannopoulos（1966）, pp.321-4。⑦『アポコペー・プソーミオン ἀποκοπή ψωμίων』, Codex Vaticanus Palatinus 367, f.98r. Uspenskii（1888）の7通である。ビザンツ帝国の財政を『徴税要綱』から検討した研究として Oikonomides（1996）。12世紀以降は Oikonomides（2002）を参照。

の付加税（英 *surtax*, 仏 *surtaxe*）の計算法に関する皇帝への調査報告である。後半の『新税計算法 *Néa λογαρική*』は、土地税の付加税の新しい計算法に関する税務官僚の提案、皇帝の答書の数回にかけての往復と、皇帝による最終的な決定、計算事例をまとめたものである。『新旧税計算法』は、1959年のN・スヴォロノスの研究以来、1969年のM・F・ヘンディの研究、1979年のC・モリソンの研究により詳細に分析されてきた<sup>4)</sup>。また、近年の通説といえるN・イコノミデスのビザンツ財政研究も重要史料として検討の対象とした<sup>5)</sup>。

本稿の目的は、8世紀中葉～12世紀初頭までのビザンツ財政の貨幣歳入の二本柱のひとつ土地税とその付加税の徴収方法を、前半の『旧税計算法』から検討することである。『旧税計算法』からは、土地税徴収の際に金貨を重視したことがわかる。そのため、帝国財政の貨幣会計における金貨の役割に着目して検討する。なお、『旧税計算法』を更新するために作成された後半の『新税計算法』は検討の対象としない。

1では、6章構成の『旧税計算法』の冒頭を手がかりに、帝国の土地税制度と貨幣制度を概観する。2では、土地税の4つの付加税が、「国税」と「徴税人の手数料」に分類されることをみる。3では、8世紀中葉～12世紀初頭のビザンツ土地税徴収の特徴であるカラグマ原則（要約すれば金貨納原則、「国税」のみに働く）を考察する。

## 1. 帝国の土地税制度と貨幣制度—8世紀中葉～12世紀初頭—

帝国では、租税を徴収することは皇帝の権利であり、種々の租税が課されていた。帝国が人々に課した租税は、貨幣納だけではなく、賦役や物納といった形態も採った。商業税等も課されていたが、国家歳入の大部分を占めたのは、農業税であった。

イコノミデスは、9世紀～11世紀における農業税のカテゴリーとして、土地税、個人税、家畜税、付加税、臨時税を挙げる<sup>6)</sup>。後期ローマ帝国では、カピタティオ＝ユガティオ制として知られる人頭税 *capto* と土地税 *iugum* が税制の根幹であった<sup>7)</sup>。9世紀～11世紀には、これらの代わりにカプニコン税（「かまと税」, 「世帯税」）*καπνικόν*<sup>8)</sup>と土地税 *δημόσιον*, *δημόσιος κανών*<sup>9)</sup>（とその付加税）が税制の根幹となった<sup>10)</sup>。彼のカテゴリーの中で土地税とその付加税

4) 『新旧税計算法』に関する先行研究として Svoronos (1959). Hendy (1969). Morriison (1979). ただし、スヴォロノスの研究には当該期の貨幣体系に混乱がある。

5) 9世紀から11世紀の帝国財政の近年の概説として Oikonomides (1996). 12世紀以降を含めた概観は Oikonomides (2002). ビザンツ経済史の概説として Laiou and Morriison (2007).

6) Oikonomides (1996), pp.46-84. Oikonomides (2002), pp.995-1001.

7) Oikonomides (1996), pp.25-6. Oikonomides (2002), p.980. 弓削 (1964).

8) *καπνικόν* は *καπνός* 「煙」に由来する語である。イコノミデスによると自作農と小作農に関わらず農民の世帯ごとに課された税である。9世紀には世帯毎に2ミリアレシア, 11世紀後半には3ミリアレシア, ロバを保有する世帯には6ミリアレシア, 裕福な世帯には1ノミスマが課された。Oikonomides (1996), pp.30-1. Oikonomides (2002), p.997. 9世紀の史料は『統テオファネス年代記』Bekker (1838), p.54. 11世紀後半については、『ザヴォルダ要綱』Vranousi and Nystazopoulou-Pelekidis (1980), II, no.50, p.20, ll.312-7.

9) *δημόσιος, α, ον*は、「国家の」「国庫の」という意の形容詞だが、中性形の *δημόσιον* は、「土地税」「国税」とも訳される。本稿では、適宜訳を使い分ける。

10) 例えば、842～56年の財政収支の試算については Treadgold (1982). 邦語ではトレッドゴールドの試算を整理した井上・栗生沢 (1998), 68頁を参照。この試算によると帝国歳入は、842～56年の間は年間総歳入約330万ノミスマ, うちカプニコン税とその付加税の合計は約150万ノミスマ (約45.5%), 土地税とその付加税の合計は約135万ノミスマ (約40.9%) である。彼の試算からはカプニコン税と土地税とその付加税だけで、帝国歳入の約86.4%を占めたことになる。

の一部（後述するディケラトン税とヘクサフォロン税）と個人税に分類されるカプニコン税を除いた諸税は、10世紀～11世紀にかけて史料に現れた比較的新しい税項目である。ふたつの税を基幹とする税制は、8世紀のイサウリア朝の皇帝達が導入した諸制度を、税務長官 *λογοθέτης τοῦ γενικοῦ* 出身の皇帝ニケフォロス1世が9世紀初頭に完成させたものだった。

さて、『旧税計算法』のタイトルは、正確には『神の御加護と共にあるアウグストス・カイサルの古い計算法の始まり<sup>11)</sup>』である。ローマ期の称号・人名があらわれるが、実際は、『旧税計算法』は8世紀中葉以降の土地税計算法を反映する史料である<sup>12)</sup>。作成者は、本文中に記されていないために不明である。

『旧税計算法』は、以下の6章構成になっている。

第1章：（ノミスマ金貨とミリアレシオン銀貨の換算比率について）

第2章：税務局の計算法の規定について<sup>13)</sup>

第3章：（ディケラトン税の徴収・計算方法について）

第4章：（ディケラトン税とヘクサフォロン税の徴収・計算方法について）

第5章：（「国税」と「徴税人の手数料」の違いについて）

第6章：シュネーティア税とエラティコン税（の徴収・計算方法）について<sup>14)</sup>

第2章と第6章は本文でタイトルが付されているが、そうでない章には、内容に即して筆者がタイトルを付した。

『旧税計算法』に記されるのは、土地税とその付加税の徴収原則と、付加税の税率である。土地税自体の税率など『旧税計算法』には記されない情報もあるので、先行研究から紹介したい。

基本となる土地税は、土地評価額に対し1/24で課された主税である<sup>15)</sup>。課税対象となったのは、聖俗にかかわらず個人と法人が保有する全ての土地であった。土地評価額は、灌漑の必要のない1級地は1モディオス *μόδιος*<sup>16)</sup> = 3ノミスマ（希 *νόμισμα*, 羅 *solidus*）、1級地（灌漑地）1モディオス = 1ノミスマ、2級地（耕作地）は1モディオス = 1/2ノミスマ、3級地（放牧地）は1モディオス = 1/3ノミスマ等と決められていた<sup>17)</sup>。

土地評価額は、8世紀には自己申告制だったが、9世紀初頭のニケフォロス1世以降は課税台帳 *ἐκστιχος κώδιξ*, *ἐκστιχος* が作成されるようになった<sup>18)</sup>。課税台帳は、9世紀～10世紀には税務局 *τὸ σέκρετον τοῦ γενικοῦ*<sup>19)</sup>の税務書記官（管理官）*χαρτουλάριος τοῦ γενικοῦ*、10世紀末

11) Zepos (1931), I, p.326. Ἀρχὴ σὺν θεῷ παλαιᾷ λογαρικῆς τοῦ αὐγούστου καίσαρος. ἀρχὴ をヘンディは commencement, モリソンは début と訳すのでこれに従う。Hendy (1969), p.50. Morriison (1979), p.422.

12) Svoronos (1959), pp.80-1. Oikonomides (1996), p.44. Oikonomides (2002), p.976.

13) Zepos (1931), I, p.327. Τὰ ἐπερωτήματα τῆς λογαρικῆς τοῦ γενικοῦ.

14) Zepos (1931), I, p.332. Περὶ τῶν συνηθειῶν καὶ ἐλατικῶν.

15) Oikonomides (2002), p.996. 詳細は『ザヴォルダ要綱』の Karayannopoulos (1966), p.323, ll.74-5 と『パリ補遺要綱』の Lefort et al. (1991), p.62, ll.30-2 に記されている。

16) ここでの1モディオスは、888.73m<sup>2</sup> (1279.78m<sup>2</sup>の事例もある) という面積単位である。一次史料上、モディオスは穀物や土地や、様々な単位としてあらわれる。Schilbach (1970), pp.56-9, pp.72-3, pp.95-108.

17) Oikonomides (2002), p.995. 詳細は『パリ補遺要綱』の Lefort et al. (1991), p.62, ll.19-22 に記されている。

18) Svoronos (1959), pp.57-63. ニケフォロス1世の税制改革は、9世紀初頭～12世紀初頭の帝国税制の上で特筆すべき重要性を持ち、課税台帳の定期更新に加えて、カプニコン税の強化やディケラトン税の恒常化も行われた。Oikonomides (1996), pp.31-4. Oikonomides (2002), p.982. 井上・栗生沢 (1998), 73-9 頁

19) Dölger (1927), pp.19-20.

以降は同じく税務局の課税台帳の書記官（査察官）ἀναγραφεύςにより、30年毎のセンサスの際に作成された<sup>20)</sup>。それよりも短い間隔で、税務局の課税台帳の査定官 ἐπόπτης<sup>21)</sup>が課税台帳の内容を調査・更新していた。

以上の土地税に関する基本情報をもとに、『旧税計算法』の検討に入ろう。まず、『旧税計算法』の第1章と第2章で取り扱われるのは、ノミスマ金貨、ミアレシオン μιλιάρησιον 銀貨<sup>22)</sup>、フォリス φόλλις 銅貨<sup>23)</sup>からなる貨幣体系の換算比率である。ここから、1ノミスマ=12ミアレシオン=288フォリスであることがわかる。だが、本文の第1章と第2章での換算比率は、徴税実務に即して「1/48ノミスマ、6フォリス τὸ μῆϛ· φόλλεις C'」, 「1/12(ノミスマ), 500(ヌーミア<sup>24)</sup>), 1ミアレシオン τὸ ιβϛ', φ' μιλιάρησιον α'」といった具合に羅列され、読み手には理解しにくい<sup>25)</sup>。そのため、『旧税計算法』の第4章で「アウグストス・カイサル古い計算法によると12ミアレシオンは1ノミスマと計算し、ミアレシオンは24フォリスの価値を持っています<sup>26)</sup>」と報告され、読み手である皇帝アレクシオス1世が改めて換算比率を確認できるよう配慮される。

この貨幣体系と換算比率は、実は12世紀初頭のものでなく、721~1092年にかけてのものである。アレクシオス1世は、『旧税計算法』作成以前の1092年に貨幣体系改革を行い、新貨幣体系を導入していたからである<sup>27)</sup>。

帝国の貨幣制度は、ディオクレティアヌス=コンスタンティヌス体制に始まり4世紀に整備されたローマ帝国のそれに起源を持つ。元来ローマ帝国の量目単位体系は、1ログリケ・リトゥラ（希 λογαρικὴ λίτρα, 羅 libra）=12ウンギア（希 οὐγγία, 羅 uncia）=72エクサギオン（希 ἐξάγιον, 羅 exagium）=1728ケラティオン（希 κεράτιον, 羅 siliqua<sup>28)</sup>）と定められていた<sup>29)</sup>。コンスタンティヌス大帝は、この量目単位体系のうち1エクサギオンの量目を持つ1ノミスマ金貨（羅：ソリドゥス金貨、品位は100%で量目4.5g前後<sup>30)</sup>）を発行した。これ以降ノミスマ金貨が、貨幣体系と量目単位体系を媒介することとなった。量目単位体系は、帝国が減びるまで変わらなかったが、貨幣体系を構成する金貨以外のコインはその時々において変化した。しかし、金貨

20) Oikonomides, (2002), pp.991-2, p.995. Svoronos (1959), pp.63-7.

21) Oikonomides (2002), p.992, p.995. Dölger (1927), pp.79-81.

22) ミリアレシオン銀貨は、レオン3世が導入した。量目は、8~10世紀までは2.27~3.0g、963年から1092年には3.0~2.0gである。Morrisson (2002), pp.922-3.

23) フォリス銅貨は、皇帝アナスタシウス1世（在位491~518年）により導入された。1ノミスマ金貨=288フォリス銅貨という比率は、11世紀末まで固定されていた。だが、量目に幅があり、モリソンによると14~3gであった。Morrisson (2002), pp.921-3.

24) ここでのヌーミオン（希 νομμίον）は計算貨幣単位。ただし、10ヌーミオン銅貨が、8世紀前半まで打造されていた。Morrisson (2002), p.921.

25) 校訂版では表に加工されている。Zepos (1931), I, p.327. だが、Svoronos (1959), p.79 が示すように原本では文章である。

26) Zepos (1931), I, p.328. λογαριάζειν δὲ ἰβ' μιλιάρησια τῶ νομίματι ἦτοι τὸ μιλιάρησιον ἔχειν φόλλεις κδ' κατὰ τὴν παλαιὰν παράδοσιν τοῦ αὐγούστουκαίσαρος...

27) 1092年以降の貨幣体系については、Morrisson (2002), p.924.

28) ケラティオン（英：carat）にはふたつの意味がある。1エクサギオンの1/24という量目単位と、24カラットを100%とする貴金属の品位を表す単位である。

29) Schilbach (1970), p.58.

30) モリソンによると4.5g前後であるという。Morrisson (2002), pp.921-4.

は14世紀中葉まで打造され、その時々貨幣体系と量目単位体系を媒介していた。

表1は、8世紀初頭から1092年にかけての貨幣体系と量目単位体系の関係である。これは、8世紀の皇帝レオン3世（在位717～41年）以降の帝国の貨幣制度として認められている<sup>31)</sup>。

表1 ビザンツ帝国における重量単位体系と貨幣体系(721～1092年)

重量単位体系	Logarike litra	Exagion	Keration		
貨幣体系(721年～1092年)		Nomisma	Miliaresion		Follis
(Logarike litra)	1	72	864	1728	20736
Nomisma (=Exagion)		1	12	24	288
Miliaresion (Keration)			1	2 1	24 12
Follis					1

出典) Hendy (1985), p.506, Table 21 と Morrisson (2002), pp.921-7, Table 4 を参考に筆者作成。

『旧税計算法』は、表1の貨幣制度を踏まえて第3章以降、土地税に対する4つの付加税の税率の説明に入る。これらの付加税は、土地税と

同じ「国税 δημόσιον」と「徴税人（12世紀初頭まではディオイケテース διοικητής、それ以降はプラクトール πράκτωρ<sup>32)</sup>）の手数料」とに分けられたことが本文の第5章から分かる。これは、『旧税計算法』の写本に後に書き加えられた欄外のメモが「カラグマ、正確には1カラグマ・ノミスマ χάραγμα νόμισμα は、ディケラトヘクサフォロン税とともに国税に属する。36フォリスは、徴税人（プラクトール）のものである<sup>33)</sup>」と本文の第5章の記述を要約することに端的に示される。カラグマ・ノミスマについては3で詳述する。

## 2. 土地税の付加税—「国税」と「徴税人の手数料」—

ディケラトン税 δικέρατον（原義「2ケラティオン税」）は、9世紀の『テオファネス年代記』や一連の『徴税要綱』群のひとつである『マルチャーナ要綱』によると、レオン3世が導入した首都の城壁維持税という目的税が起源とされる<sup>34)</sup>。名称は、土地税1ノミスマ毎に2ケラティオン徴収されることに由来する。これを土地税の付加税として定期的に徴収するようにしたのは、『テオファネス年代記』の記述によると、ニケフォロス1世である。この時点では、1でみた課税台帳作成を目的とするカルティアティカ χαρτιατικά（原義「用紙代」）と呼ばれたが、後にディケラトン税と呼ばれるようになった<sup>35)</sup>。

ヘクサフォロン税 ἑξάφολλον（原義「6フォリス税」）の起源は、『旧税計算法』の第4章に「また、付加税ヘクサフォロン税は、イサウリアのレオンによってλέοντος τοῦ ἰσαύρου 導入

31) 10世紀中葉に表1の貨幣体系にノミスマ・テタルテロン金貨 νόμισμα τεταρτηρόν（軽量金貨）が加わる。この軽量金貨は、量目が24カラットの従来のノミスマ金貨と比べ、2カラット軽い22カラットつまり4.125g前後の金貨であった。Ahrweiler (1963). 従来からの量目が24カラットのノミスマ金貨はノミスマ・ヒスタメノン金貨 νόμισμα ἱστάμενον（ヒスタメノンは「標準の」の意）金貨として同時に打造された。また、11世紀には2/3ミリアレシオン銀貨、1/3ミリアレシオン銀貨が加わる。量目は、2/3ミリアレシオン銀貨は2～1.4g、1/3ミリアレシオン銀貨は0.9～0.6gである。Morrisson (2002), p.923.

32) Dölger (1927), pp.70-5.

33) Zepos (1931), I, p.329 の注9. και τὸ μὲν χάραγμα ἦτοι τὸ α' νόμισμα μετὰ τοῦ δικερατοεξαφόλλου ἐστὶ τοῦ δημοσίου· αἱ δὲ λς' φύλλεις εἰσὶ τοῦ πράκτορος.

34) Oikonomides (2002). p.990, pp.996-7. 『テオファネス年代記』の記述は de Boor (1883-5), I, p.412, ll.16-21. 『マルチャーナ要綱』中の記述は Dölger (1927), p.122, ll.19-21.

35) Oikonomides (1996), p.76. Oikonomides (2002), p.990, p.996. 『テオファネス年代記』の記述は, de Boor (1883-5), I, p.486.

表2 ディケラトン税とヘクサフォロン税の計算方法

ノミスマ換算の 土地税	ディケラトン税		ヘクサフォロン税		ディケラトン税とヘクサフォロン税を 含めた合計額(1)		ディケラトン税とヘクサフォロン税を 含めた合計額(2)		備考
	うちノミスマ	うちフォリス	フォリス換算	ノミスマ換算	うちノミスマ	うちフォリス	うちミリアレシオン	うちフォリス	
1/48	—	1	—	—	—	7	—	—	
2/48	—	1	—	—	—	13	—	—	
3/48	—	2	—	—	—	20	—	—	
4/48	—	2	—	—	—	26	1	2	原文中の A表
8/48	—	4	—	—	—	52	2	4	
12/48	—	6	—	—	13/48	—	3	6	
31/48	—	16	—	—	33/48	4	8	10	
32/48	—	16	6	—	35/48	4	8	22	
43/48	—	22	6	—	47/48	4	11	22	
44/48	—	22	6	—	1	4	—	—	
47/48	—	24	—	1/48	1+1/9	—	—	—	
1	4/48	—	—	1/48	1+1/9	—	—	—	原文中の B表
1+3/7	5/48	4	—	1/48	1+5/9	4	—	—	
1+1/2	6/48	—	—	2/48	1+2/3	—	—	—	
1+3/4	7/48	—	—	2/48	1+8/9	—	—	—	
1+5/6	7/48	2	—	2/48	2	8	—	—	
1+8/9	7/48	4	—	2/48	2+1/9	4	—	—	
2	1/6	—	—	2/48	2+1/5	—	—	—	
3	1/4	—	—	3/48	3+1/3	—	—	—	
4	1/3	—	—	4/48	4+3/7	—	—	—	
5	20/48	—	—	5/48	5+1/2	—	—	—	原文中の C表
10	40/48	—	—	10/48	11	—	—	—	
100	8+1/3	—	—	2+1/9	110+3/7	—	—	—	
1000	83+1/3	—	—	20+5/6	1104+1/6	—	—	—	
10000	833+1/3	—	—	208+1/3	11041+2/3	—	—	—	

出典) Zepos (1931), I, pp.327-32 より筆者作成。仏語はMorrisson (1979), pp.423-8 を参照。

されたことを陛下は御存知でなければなりません<sup>36)</sup>」と記されていることから推測される。「イサウリアのレオン」は、イサウリア朝の皇帝レオン3世とレオン4世(在位775~780年)が該当する。だが、スヴォロノスやイコノミデスは、マケドニア朝のレオン6世(在位886~912年)が導入したと推定する<sup>37)</sup>。名称は、土地税1ノミスマ毎に6フォリス徴収されることに由来する。『マルチャーナ要綱』から、ヘクサフォロン税もディケラトン税と同じ目的(城壁維持)を持っていた税が起源と考えられている<sup>38)</sup>。

表2は、本文の第3章と第4章に記された「国税」であるディケラトン税とヘクサフォロン税の土地税に対する計算方法である。以降、本節と次節に限り、ディケラトン税をD、ヘクサフォロン税をHと略す(史料引用、図表を除く)。『旧税計算法』では、この計算方法を、土地税が1/48~31/48ノミスマまでの表(A表)、32/48~1+44/48ノミスマまでの表(B表)、2~10000ノミスマまでの表(C表)の3つで示す。A表とB表は、土地税が分数の場合も示される。だが、C表では2ノミスマ以上の土地税が、整数のみで示される。表2は、上述の3つの表から行を一部省略してまとめたものである。項目は、土地税と、それにより決定されるD税とH税の税額、そして土地税+D税+H税の合計を2つの換算基準で計算したものがあ。尚、煩雑さを避けるため、原文と違い分数の分母を48に揃えた。また、B表には、カラ

36) Zepos (1931), I, p.328. χρή δὲ γινώσκειν, ὅτι τὸ ἐξάφολλον προσθήκη ἐγγίγναι λέοντος τοῦ ἰσαύρου.

37) Svoronos (1959), pp.80-1. Oikonomides (2002), p.996.

38) 『旧税計算法』の記述は、Zepos (1931), I, pp.327-33. Morrisson (1979), pp.423-8. また、『マルチャーナ要綱』中の記述はDölger, (1927), p.122, ll.19-21.

グマ・ノミスマと釣銭 ἀντιστροφή という項目もあるが、これらは3で詳述するので、割愛した。

表3 シュネーティア税とエラティコン税の計算方法

ノミスマ換算の 土地税	徴収されるべき額		備考
	ノミスマ換算のシュネーティア税	ノミスマ換算のエラティコン税	
1	1/12ノミスマ(=1ミリアレシオン)	1/24ノミスマ(=12フォリス)	なし
2	1/6	1/24	なし
3	1/4	1/24	なし
4	1/3	1/24	なし
5	1/3+1/12	1/24	なし
6	1	1/2	土地税10ノミスマまで同額
10+1/2	2	1	土地税30ノミスマまで同額
30+1/2	3	1	土地税100ノミスマまで同額
100+1/2	6	1	土地税200ノミスマまで同額
200+1/2	9	1	これ以上の土地税の場合同額

出典) Zepos (1931), I, pp.332-3 より筆者作成。Morrisson (1979), pp.428-31 を参照。

料」であるシュネーティア税 συνθήθεια (原義は「慣習的贈与」) とエラティコン税 ἐλατικόν (原義は「出張手当」) の計算方法である。シュネーティア税は、徴税人に納税者が支払った慣習的な手当が起源である。一方のエラティコン税は、徴税人の従者達に納税者が支払った手当が起源である<sup>39)</sup>。以降、本節と次節に限り、シュネーティアをS、エラティコンをEと略す(史料引用、図表を除く)。

これらの税は、『旧税計算法』中では土地税の付加税である。だが、これらは、元来「徴税人の手数料」であり国庫に納付されるべき租税ではなかった。イコノミデスは、『アトス山修道院文書集 *Archives de l'Athos*』<sup>40)</sup>の主要な校訂者のひとりでもある。彼は、これらの文書集のうち5通の文書中に記された課税台帳の写しと『旧税計算法』から、少なくとも1095年以降に「徴税人の手数料」だったSとEが租税に組み込まれたと推定した<sup>41)</sup>。根拠のひとつは、『旧税計算法』中の以下の文章である。

シュネーティア税とエラティコン税、これらは、国庫にそして税務局に運ばれました。これらから、各局の立替金 αἱ ἐκθέσεις が、税務管区のそれぞれの立替金 ἐκθεσις に応じて渡され

39) 『旧税計算法』の記述は、Zepos (1931), I, pp.332-3. Morrisson (1979), pp.428-31. また、『マルチャーナ要綱』中の記述は Dölger (1927), p.122, ll.21-2. 徴税人はシュネーティア税とエラティコン税以外にもカニスキオン κανίσκιον と呼ばれた現物(パン、穀物、動物、ワイン等)も手数料として受け取っていた。Oikonomides (1996), pp.78-80. Oikonomides (2002), p.998.

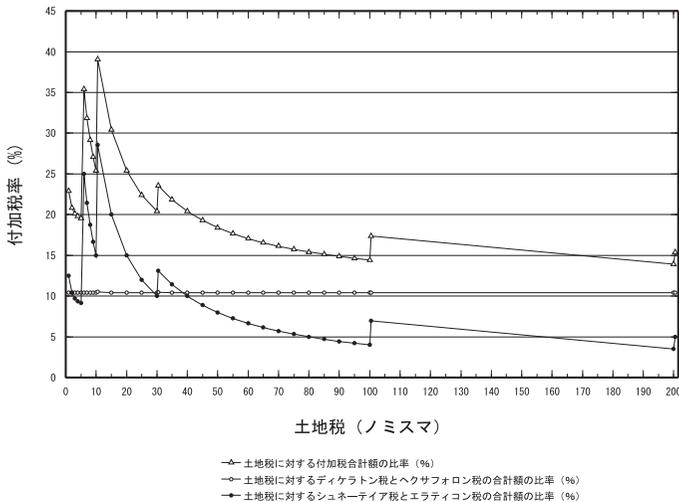
40) 『アトス山修道院文書集』は、ギリシャ正教の聖山アトスの修道院群に所蔵された1200に上る文書群の総称である。この文書群は、1937年以降、フランス人研究者とギリシャ人研究者を中心として校訂作業が続けられている *Archives de l'Athos*, Paris, 1937-.

41) Oikonomides (1996), pp.76-80. Oikonomides (2002), p.977. イコノミデスが挙げる『アトス山修道院文書集』中の文書は、①1044年のアギウ・パンテレイモン修道院の第3文書 Lemerle et al. (1982), no.3. ②1047年のイヴィロン修道院の第29文書 Lefort et al. (1985), no.29. ③1079年のラヴラ修道院の第39文書 Lemerle et al. (1970), no.39. ④1095年のエスフィグメヌ修道院の第5文書 Lefort (1973), no.5. ⑤1098年のイヴィロン修道院の第48文書 Lefort et al. (1990), no.48. の5通である。②と⑤については詳細な邦語研究がある。大月(2005)の②については第9章、⑤については第3章を参照。

ました。徴税人と彼の従者達の利益のために求められたと主張されたように。これらは、彼の（訳注：徴税人の）帳簿 κατάστιχον に記されました。徴税人から出された納税者の領収証 τὴν ἀπόδειξιν τοῦ τελουόντος にはありません。後に、これらは、国庫に区分されることを通じて、彼により詳細に記されました<sup>42)</sup>。

要約してみよう。徴収された S と E が、国庫と税務局に一端搬入され、税務管区を担当する徴税人の立替金に戻された。その際に、これらは納税者の領収書に記載されなかった。実際に、S と E は、1095 年のエスフィグメヌ修道院の第 5 文書中の課税台帳の写しに記されていない。だが、1098 年のイヴィロン修道院の第 48 文書では再び S と E が記載されている。イコノミデスは、この 1098 年の文書と『旧税計算法』の上記引用中の「後に、これらは、国庫に区分されることを通じて、彼により詳細に記されました」を対応させて、1095 年以降に S と E が租税になったと考える。つまり、「徴税人の手数料」が租税として扱われるようになったのは、『旧税計算法』作成のわずか 10 年前の措置となる<sup>43)</sup>。

グラフ 土地税に対する付加税率



第 6 章では、S 税と E 税の計算方法とともに、土地税に対する全ての付加税の計算方法がまとめられる<sup>44)</sup>。グラフは、全ての付加税率をまとめたものである。土地税に対する D 税 + H 税の比率、土地税に対する S 税 + E 税、土地税に対する全付加税合計額の比率の 3 つの比率をグラフ上に示した。

まず、土地税に対する D 税と H 税の比率は、ほぼ 10.5% 付近（実際は 10.41 ~ 10.51% の間）で推移する。これは、D 税が 1 ノミスマあたり 2 ケラティオン（約 8.33%）、H 税が 1 ノミスマあたり 6 フォリス（約 2.08%）と決められた定率の比例税だからである。他方、土地税に対する S 税と E 税の合計額の比率は

出典) Zepos (1931), I, pp.328-33 より筆者作成。Morrisson (1979), pp.424-30 を参照。

42) Zepos (1931), p.332, ll.21-9. ἡ δὲ συνήθεια καὶ τὸ ἐλατικὸν εἰσεκομίζοντο μὲν καὶ ταῦτα εἰς τὸν δημόσιον καὶ εἰς τὸ σέκρετον τοῦ γενικοῦ, ἐδίδοτο δὲ ἐκ τούτων αἱ ἐκθέσεις τῶν σεκρετικῶν κατὰ τὴν ἔκθεσιν ἐκάστης τῶν διοικήσεων, ὡς ὑπὲρ ὠφελείας τοῦ διοικητοῦ καὶ τῶν ἀνθρώπων αὐτοῦ ὡς εἰρηταὶ ἀπαιτουμένων. ἐτίθεντο δὲ εἰς τὸ κατάστιχον αὐτοῦ, οὐκ εἰς τὴν ἀπόδειξιν τοῦ τελουόντος τὴν γενομένην αὐτῷ παρὰ τοῦ διοικητοῦ. ὕστερον δὲ διὰ τὸ ἀφορισθῆναι καὶ ταῦτα εἰς τὸν δημόσιον τίθενται παρ' αὐτοῦ λεπτομερῶς...

43) この措置は、『マルチャーナ要綱』と『ザヴォルダ要綱』にも記される。Dölger (1927), p.122, ll.21-31. Karayannopoulos (1966), p.323, ll.67-73. イコノミデスは、これを根拠にこのふたつの徴税要綱の原テキストの成立を 1095 年以降と考える。

44) Zepos (1931) I, p.333. 原文では文章だが、校訂版では表に加工されている。

変則的である。その比率は、土地税が1～5ノミスマの場合、12.5～9.16%に逡減する。しかし、土地税が6ノミスマで税率が25%に上がり、10ノミスマの場合の15%まで逡減する。その後、土地税が10+1/2～30ノミスマで28.57～10%、30+1/2～100ノミスマで13.11～4%、100+1/2～200ノミスマで6.96～3.5%に一旦上がりまた逡減する。そして、200+1/2ノミスマ以上ではS税9ノミスマもE税1ノミスマも定額なので、ともに土地税に対して4.98%から逡減し続ける。

土地税に対する付加税合計額の比率の高低は、D税とH税が定率の比例税であるため、S税とE税が決定する。これは、グラフにおいて、土地税に対する付加税合計額の比率と土地税に対するS税+E税の比率の傾向が全く同じであることから分かる。土地税に対する付加税合計額の比率は、土地税10+1/2ノミスマの場合に最大39%である。土地税が6～7ノミスマ、10+1/2～15ノミスマの場合を除いて、それ以外の場合には30%より低い。グラフで示されない土地税200+1/2ノミスマ以降は、付加税合計額15.4%から、D税とH税の土地税に対する税率10.5%付近まで逡減していく。

### 3. 「国税」に働くカラグマ原則—帝国の「再分配」システムと金貨—

表4は、ノミスマ換算の土地税、「国税（土地税+D税+H税）」の合計額、カラグマ・ノミスマ、そして、釣銭 ἀντιστροφή の計算方法である。『旧税計算法』の第4章の冒頭では、「以下のような方法でのみ、ディケラトン税を徴収せねばなりません。1/2と1/6つまり2/3（ノミスマ）以上は、1カラグマ・ノミスマを徴収せねばなりません。そしてヘクサフォロン税も同様にカラグマを用いてでございます。（中略）国税に属する税の全体から、小銭を返します」と皇帝アレクシオス1世に報告される<sup>45)</sup>。

表4 「国税」とカラグマ・ノミスマと釣銭の計算方法

ノミスマ換算の 土地税	土地税・ディケラトン税・ ヘクサフォロン税の合計額		カラグマ・ ノミスマ	釣銭	
	うちノミスマ	うちフォリス		うちノミスマ	うちフォリス
31/48	33/48	4	—	—	—
32/48	35/48	4	1	12/48	2
43/48	47/48	4	1	—	2
44/48	1	4	—	—	—
1+3/7	1+5/9	4	—	—	—
1+1/2	1+2/3	—	2	16/48	—
1+3/4	1+8/9	—	2	3/48	—
1+5/6	2	8	—	—	—

出典) Zepos (1931), I, pp.328-9 より筆者作成。Morrisson (1979), pp.424-5 を参照。

具体的には、表4の土地税が2/3の場合、原文では「(土地税が) 1/2+1/6つまりノミスマの2/3に、ディケラトン税12フォレイスとヘクサフォロン税6フォレイスを徴収する。同時に、ディケラトンとヘクサフォロンと一緒に1/2+1/6+1/48ノミスマタつまり8ミリアレシアと22フォレイス。カラグマのノミスマ1、ノミスマの1/4と2フォレイスの釣銭」と記される<sup>46)</sup>。

<sup>45)</sup> Zepos (1931), I, p.328. "Εως ὄδε ὀφείλεις ἀπατεῖν δικέρατον καὶ μόνον· ἀπὸ δὲ τοῦ ἡμισυ ἕκτου ἦτοι τοῦ ἐνὸς χαράγματος νομίσματος ὀφίλεις ἀπατεῖν καὶ ἐξαφόλλων διὰ χαράγματος· ...ἀντιστρέφειν δὲ τὰς στροφὰς ἐξ ὀλοκλήρου κατὰ τὸ ἀνήκον τῷ δημοσίῳ.

<sup>46)</sup> Svoronos (1959), p.84. Εἰς τὸ ἡμισυ C'' ἦτοι δίμοιρον τοῦ νομίσματος ἀπαίτει δικέρατον φόλλεις ιC', ἐξάφολλον φόλλεις C', ὁμοῦ σὺν δικεράτῳ καὶ ἐξαφόλλῳ νομίσματος (ἡμισυ) C'' κδ'', φόλλεις δ', ἦτοι μυλλιαρήσια η', φόλλεις κβ', χαράγματος νόμισμα α', ἀντιστροφή νομίσματος δ'' φόλλεις β'.

『旧税計算法』を研究した先行研究は、こうした徴税の方法をカラグマ原則として着目した<sup>47)</sup>。カラグマ原則をまとめると、表4に見られるように、「国税」の合計額の端数が2/3ノミスマ以上（1ノミスマより合計額が少ない場合は35/48ノミスマ+4フォリス以上）の場合に、納税者にノミスマ金貨で納入させ銀貨や銅貨の釣銭を与えるシステムである。このカラグマ原則の第一の目的は、徴税時に最大限の金貨を徴収することである<sup>48)</sup>。

土地税徴収にカラグマ原則が導入された時期は、史料からは分からない。少なくとも、11世紀の史料にその存在は確認されている<sup>49)</sup>。だが、それ以前にカラグマ原則を類推させる記述は現れない。これは、当時の税制を明らかにする徴税要綱群や修道院文書等の史料が、11世紀以降に偏在するためである<sup>50)</sup>。

この問題を解く鍵として、ヘンディは、6世紀～7世紀の貨幣体系に恒常的に存在した1/2ノミスマ（セミッシス）金貨と1/3ノミスマ（トレミッシス）金貨を挙げている<sup>51)</sup>。6世紀～7世紀には、1/2ノミスマ金貨と1/3ノミスマ金貨によって、論理的に1/3、1/2、2/3、5/6ノミスマを、金貨で徴収可能であった。だが、1/2ノミスマ金貨と1/3ノミスマ金貨は、741年以降は稀な存在とされており、皇帝バシレイオス1世（在位867～86年）の時代のものが最後の事例である<sup>52)</sup>。このため、カラグマ原則は、これらの小額金貨が稀になる741年以降に導入されたとヘンディは想定する。6世紀～7世紀にも1/3、1/2、2/3、5/6ノミスマを基準として金貨を徴収するカラグマ原則が存在した可能性はあるが推測の域を出ない。そのため、カラグマ原則の導入は、ヘンディの主張する時期、つまり皇帝コンスタンティノス5世（在位741～75年）の治世期以降とみなされている<sup>53)</sup>。

カラグマ原則の存在は、当該期のビザンツ経済が実物経済より貨幣経済が優勢だった論拠のひとつとなってきた。それは、金貨・銀貨・銅貨が実際に用いられたことを示すためである。また、帝国が金貨を最大限徴収するカラグマ原則が、市場に小額貨幣（銀貨・銅貨）を投入する手段にもなるためである<sup>54)</sup>。以上が、カラグマ原則の概要である。

イコノミデスは、カラグマ原則との関連で、帝国財政の貨幣会計の歳出面である俸給支払が金貨で行われたことに着目した<sup>55)</sup>。当該期の俸給支払の主な対象は官僚と軍隊であった。帝国

47) Dölger (1927), p.77. Svoronos (1959), pp.77-89. Hendy (1969), p.51. Morrisson (1979), p.421, pp.442-3. Hendy (1985), pp.285-8. Oikonomides (1996), p.36, p.43, p.48, p.54. Oikonomides (2002), p.976, p.979, p.995. うち最も詳細なカラグマの検討はスヴォロノスの研究である。

48) Oikonomides (2002), p.995.

49) 1047年のイヴィロン修道院の第29文書 Lefort et al. (1985), no.29. 1079年のラヴラ修道院の第32文書 Lemerle et al. (1970), no.32. 11世紀中葉の『聖ニコンの聖人伝』58章 Sullivan (1987), p.184. Svoronos (1959), p.85, p.87. Oikonomides (1996), p.54.

50) Oikonomides (2002), pp.975-7.

51) 1/2ノミスマ金貨（希 σμίσσιον, 羅 semissis）の原義は、「単位の1/2」である。モリスソンによると量目は2.25g以下である。一方の1/3ノミスマ金貨（希 τριμισσιον, 羅 tremissis）の原義は「単位の1/3」である。量目は、1.50gかそれ以下である。Morrisson (2002), pp.921-2.

52) Morrisson (2002), p.922.

53) Hendy (1985), pp.287-8. Oikonomides (1996), p.35.

54) Morrisson (2002), pp.946-62. 特にp.952を参照。

55) Oikonomides (2002). pp.1008-16. 俸給支払に関する代表的な記述として、コンスタンティノス7世ポルフィロゲニトス『儀典の書』49章 Reiske (1829-30), I, pp.692-4 とクレモナ司教リウトブランド『報復の書』6章10節 Chiesa (1998), pp.149-50 を挙げておく。

の行政機構や軍隊を維持するには、俸給支払を滞らせないことが重要であった。金貨をこの俸給支払に用いるために、カラグマ原則が存在したという。

徴税・俸給支払システムにおける金貨の重視は、財政の安定という意味で効果的だったと思われる。なぜなら、ノミスマ金貨の品位と量目が、4世紀の導入以来極めて安定していたからである。理念的に100%であった金貨の品位は、実際に11世紀中葉に至るまで平均で90%を超える高い品位を保ち続け、その理念的な量目もほぼ守られた<sup>56)</sup>。

イコノミデスは、当該期の帝国経済を「指令経済 command economy」と評価した。その「指令経済」のなかで重要なのが、カラグマ原則を含む徴税・俸給支払システムであった。さらに、彼は、金貨が人々間の権力関係を生成したという<sup>57)</sup>。

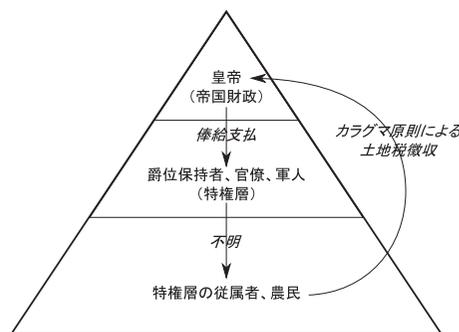
帝国には、国庫の準備金を増やすために、財政黒字を好む傾向があった<sup>58)</sup>。その結果、国内で金貨が希少さを高め、それを俸給として与えられる人々（爵位保持者・官僚・軍人）は特権的な地位を得た。その代わり、皇帝に対して特権層が従属する関係が生まれた。さらに、俸給が特権層の従属者に分配されることで彼らの間にも同様の関係が生まれた。また、農業が優勢な地方では、カラグマ原則によって納税時に金貨が必要だった。そのため、金貨を持つ特権層の影響力が農民にも広まった。帝国全体に及ぶ金貨による権力関係により、皇帝を頂点とするピラミッド状の経済が当該期に形成されたというのが、イコノミデスの主張である。

当該期の経済が「指令経済」的であったとする彼の见解は、P・ルメルが提示したビザンツ経済史研究の有力説に基づいている<sup>59)</sup>。イコノミデスの主張は説得的であり、基本的に本稿は支持する立場にある。だが、「指令経済」という用語には違和感がある。

まず、「指令経済」という用語は20世紀に生まれた計画経済という意味を含む。前近代の帝国を形容する表現としては適切ではない。また、彼の議論では、小額貨幣（銀貨・銅貨）は考慮されず、局地的市場の存在は無視されている<sup>60)</sup>。さらに、特権層から従属者や農民に金貨が移転するメカニズムも、史料的根拠がなく不明であり、仮説の域を出ない。

図は、これらの問題点を考慮した上で、俸給支払と『旧税計算法』から伺える土地税徴収における金貨の流れを中心に、イコノミデス説を

図 帝国における金貨の流れ (概念図)



出典) Oikonomides (2002), pp.990-1019 より筆者作成。

注)→は金貨の流れ。斜体は金貨が転移するメカニズム

56) Morrisson et al. (1985)に収録された金貨の品位のデータを整理すると316~491年までの金貨の金品位の平均は97.09%, 491~1041年の金貨(コンスタンティノープル造幣所製のみ)の金品位の平均は94.65%である。

57) Oikonomides (2002), pp.990-1019. 特に pp.1018-9.

58) Oikonomides (2002), pp.1016-8. 詳細なデータはMorrisson (2002), p.941のTable 6を参照。

59) 1950~60年代の「ビザンツ封建制論争」で、ルメルは反封建化論の代表であった。ルメルは、帝国経済が、「財政至上主義 fiscalité」, 「国家統制主義 étatisation」により常に介入されたことを主張した。この論争については渡辺(1968)の第1論文, 第2論文を参照。

60) Curta (2005)は、7~8世紀の「暗黒の時代」と呼ばれる時代でさえも、帝国では局地的市場 local market が重要だったことを示唆している。

筆者の見解を加えて整理した概念図である。図をみる限り、帝国は財政の歳出と歳入の側面で金貨を重視したのは確かである。本稿では、中央に財・サービスが集まりそこから流れ出るといふ K・ポランニーの「再分配」の概念を援用したい。そして、帝国財政の貨幣会計に限った「再分配」システムで、金貨が重要な役割を果たしたことを指摘するに留める<sup>61)</sup>。

## 結語

本稿が扱った 8 世紀中葉～12 世紀初頭のビザンツ帝国の土地税徴収において重視されたのは、「国税」であった土地税とその付加税ディケラトン税とヘクサフォロン税であり、これらを徴収する際に働く金貨納原則であるカラグマ原則であった。この特徴的な土地税徴収法は俸給支払とともに、8 世紀中葉～12 世紀初頭の帝国が財政の貨幣会計の「再分配」システムで金貨を重視した証左といえよう。これは本稿が扱った時期の土地税徴収の静的な側面である。

一方、11 世紀中に現れた徴税人への慣習的贈与に端を発し、『旧税計算法』作成のわずか 10 年前によく税になったシュネーテア税、エラティコン税は 8 世紀中葉～12 世紀初頭の土地税徴収にとって本来重要ではなかった。ただ留意すべきは、11 世紀末にシュネーテアとエラティコンが租税化されたという変化である。「徴税人の手数料」の租税化は、『新税計算法』に至る 11 世紀末に起こった土地税徴収の動的な側面である。

『旧税計算法』が古いのは、土地税徴収法改革である『新税計算法』が存在するためである。『新税計算法』でカラグマ原則は消滅する。帝国は財政の貨幣会計を金貨中心に機能させることを放棄した。『旧税計算法』が『新税計算法』に更新された原因は、冒頭に述べた帝国の「11 世紀の危機」にある。「11 世紀の危機」を境に、帝国の様々な側面で以前とは性質が変化したと通説的にいわれる。帝国財政も同様で、本稿でみた「徴税人の手数料」の租税化は、「11 世紀の危機」を受けた措置だと考えられる。「11 世紀の危機」が土地税徴収に与えた影響を、『新税計算法』から検討することが、筆者の今後の課題となる。

[2008 年 12 月レフェリーの審査を経て掲載決定]

(一橋大学大学院経済学研究科博士後期課程)

## 参考文献

- Ahrweiler, H. (1963) "Nouvelle hypothèse sur le tetarteron d'or et la politique monétaire de Nicéphore Phocas," *Zbornik radova Vizantološkog instituta*, 8, pp.1-9.  
*Archives de l'Athos*, Paris, 1937-.
- Lefort, J. éd. (1973) *Actes d'Esphigménou*, P. Lethielleux, Paris.
  - Lefort, J. et al. éd. (1985) *Actes d'Iviron I*, P. Lethielleux, Paris.
  - Lefort, J. et al. éd. (1990) *Actes d'Iviron II*, P. Lethielleux, Paris.
  - Lemerle, P. et al. éd. (1970) *Actes de Lavra I*, P. Lethielleux, Paris.
  - Lemerle, P. et al. éd. (1982) *Actes de Saint-Pantéléémôn*, P. Lethielleux, Paris.

---

61) ポランニー (2003)。ポランニーの「再分配」概念を援用して、帝国を再分配機構とみる見解として、渡辺 (1985)、大月 (2005)。

- Bekker, I. ed. (1838) *Theophanes continuatus*, Imp. E. Weberi, Bonnae, 2 vols.
- Chiesa P. ed. (1998) *Liutprandi Cremonensis Antapodosis ; Homelia paschalis, Historia Ottonis ; Relatio de Legatione Constantinopolitana*, Brepols, Turnholti.
- Curta, F. (2005) "Byzantine in Dark-Age Greece (The Numismatic Evidence in its Balkan Context)," *Byzantine and Modern Greek Studies*, 29-2, pp.113-46.
- de Boor, C. ed. (1883-5) *Theophanis chronographia*, B.G. Teubneri, Lipsiae, 2 vols.
- Dolger, F. (1927) *Beiträge zur Geschichte der byzantinischen Finanzverwaltung, besonders des 10. und 11. Jahrhunderts*, B. G. Teubner, Leipzig.
- Hendy, M. (1969) *Coinage and Money in the Byzantine Empire 1081-1261*, Dumbarton Oaks Center for Byzantine Studies, Washington, D.C.
- Karayannopulos, J. (1966) "Fragmente aus dem Vademecum eines byzantinischen Finanzbeamten," In Wirth, P. hrsg. *Polychronion: Festschrift Franz Dölger zum 75. Geburtstag*, Carl Winter Universitätsverlag, Heidelberg, pp.318-34.
- Laiou, A. and C. Morrisson (2007) *The Byzantine Economy*, Cambridge University Press, Cambridge & New York.
- Lefort, J. et al. (1991) *Géométries du fisc byzantin*, P. Lethielleux, Paris.
- Morrisson, C. (1979) "La Logarique: réforme monétaire et réforme fiscale sous Alexis Ier Comnène," *Travaux et Mémoires*, 7, pp.419-64.
- Morrisson, C. (2002) "Byzantine Money : Its Production and Circulation," In A. Laiou ed. *The Economic History of Byzantium*, Dumbarton Oaks Library and Collection, Washington, D.C., pp.909-66.
- Morrisson, C. et al. (1985) *L'or monnaie I: purification et altérations. De Rome à Byzance*, Éditions du Centre national de la recherche scientifique, Paris.
- Oikonomides, N. (1996) *Fiscalité et exemption fiscale à Byzance (IXe-XIe s.)*, Fondation nationale de la recherche scientifique, Institut de recherches byzantines, Athènes.
- Oikonomides, N. (2002) "The Role of the Byzantine State in the Economy," In A. Laiou ed. *The Economic History of Byzantium*, Dumbarton Oaks Library and Collection, Washington, D.C., pp.973-1058.
- Reiske J. J. ed. (1829-30) *Constantini Porphyrogeniti imperatoris, de ceremoniis aulae byzantinae libri duo*, Imp. ed. Weberi, Bonnae, 2 vols.
- Schilbach, E. (1970) *Byzantinische Metrologie*, C.H. Beck, München.
- Schilbach, E. (1982) *Byzantinische metrologische Quellen*, Kendron Vyzantinōn Ereynōn, Thessalonike.
- Sullivan, D. (1987) *The Life of Saint Nikon*, Hellenic College Press, Brookline.
- Svoronos, N. (1959) "Recherches sur le cadastre byzantin et la fiscalité aux XIe et XIIe siècles : le cadastre de Thebes," *Bulletin de correspondance hellénique*, 83, pp.1-145.
- Treadgold, W. (1982) *The Byzantine State Finances in the Eighth and Ninth Centuries*, Columbia University Press, New York.
- Uspenskii, F. I. (1888) "Vizantiiskie Zemlemery," In *Trudi VI arkheologicheskogo s'ezda v Odesse, 1884*, Odessa, p.306; In Lambros, Sp., *Νέος Ἑλληνομνῆμων*, 15 (1921), pp.345-7.
- Vranousi, E. and M. Nystazopoulou-Pelekidī eds. (1980) *Βυζαντινὰ ἔγγραφα τῆς μονῆς*

Πάρμου, National Hellenic Research Foundation, Institute for Byzantine Research, Athens, 2 vols.

Vryonis, Sp. ed. (2003) *The Empire in Crisis (?), Byzantium in the 11th Century (1025-1081)*, National Hellenic Research Foundation, Institute for Byzantine Research, Athens.

Zepos, J. and P. Zepos (1931) *Jus graecoromanum*, Phexex, Athens, 8 vols.

井上浩一・栗生沢猛夫『世界の歴史 11・ビザンツとスラヴ』中央公論社, 1998年

大月康弘『帝国と慈善 ビザンツ』創文社, 2005年

G・オストロゴルスキー『ビザンツ帝国史』和田廣訳, 恒文社, 2001年

K・ポランニー『経済の文明史』玉野井芳郎・石井溥・長尾史朗・平野健一郎・木畑洋一・吉沢秀成訳, ちくま学芸文庫, 2003年

弓削達「後期ローマ帝国における農業課税制度—Capitatio-Iugatio—」『ローマ帝国の国家と社会』岩波書店, 1964年, 426-78頁

渡辺金一『ビザンツ社会経済史研究』岩波書店, 1968年

渡辺金一『コンスタンティノープル千年—革命劇場—』岩波新書, 1985年